



各位

会社名株式会社昭和真空  
 代表者名代表取締役社長 小俣 邦正  
 (コード番号: 6384)  
 問い合わせ先 取締役管理本部長 田中 彰一  
 電話番号 042-764-0385

### 定款の一部変更及び役員人事に関するお知らせ

当社は、平成28年5月19日開催の取締役会において、定款の一部変更及び役員的人事について、下記のとおり内定いたしましたのでお知らせいたします。正式には、平成28年6月28日開催予定の第58回定時株主総会において決定される予定です。

#### 記

##### 1. 定款の一部変更

###### (1) 定款変更の理由

当社では、平成19年に執行役員制度を導入し、執行役員に業務を執行させるとともに、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を取締役会が行うことで、経営の健全性、業務の効率化及び意思決定の迅速化を図ってきました。

今般、定款上も業務執行の最高責任者である社長は、執行役員の役位であることを規定するため、現行定款のうち、取締役及び執行役員に関する規定並びにその他関連する規定につき、文言の修正・削除、条文の新設及び条数の繰り下げを行うものです。

###### (2) 定款変更の内容

具体的な変更の内容は次のとおりです。

(変更箇所には下線を付しています)

現行定款	変更案
第1条～第13条 (条文省略) (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> が招集する。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ② 株主総会においては、 <u>取締役社長</u> が議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、 <u>他の取締役</u> が議長となる。 第15条～第22条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によつ	第1条～第13条 (現行どおり) (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によつて、 <u>代表取締役</u> が招集する。 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ② 株主総会においては、社長が議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、 <u>代行者</u> が議長となる。 第15条～第22条 (現行どおり) (代表取締役等) 第23条 当社は、取締役会の決議によつ

現行定款	変更案
<p>て、代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、<u>会社の業務を執行する。</u></p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第25条～第31条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第32条～第49条 (条文省略)</p>	<p>て、代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第25条～第31条 (現行どおり)</p> <p><u>第5章 執行役員</u></p> <p>(<u>執行役員</u>)</p> <p>第32条 <u>当社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、業務を執行させる。</u></p> <p>② <u>当社は、取締役会の決議によって執行役員の中から社長を選定し、また必要に応じ、その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>③ <u>執行役員の職務等については取締役会が別途定める執行役員規程による。</u></p> <p>第33条～第50条 (現行どおり)</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月28日  
定款変更の効力発生日 平成28年6月28日

2. 役員人事

(1) 監査役候補者(平成28年6月28日開催予定の第58回定時株主総会に付議)

氏名	新役職	現役職
ちば えいち 千葉 睿一 (重任)	社外監査役	社外監査役

(2) 就任予定日

平成28年6月28日

第58回定時株主総会終結後の取締役及び監査役の体制は以下のとおりです。

氏名	新役職	現役職
おまた くにまさ 小俣 邦正	代表取締役 執行役員社長 (兼) 内部監査室長	代表取締役社長 執行役員 内部監査室長
いちかわ ただし 市川 正	取締役 執行役員常務 (兼) 生産本部長	常務取締役 執行役員 生産本部長
たかはし おきむ 高橋 理	取締役 執行役員 技術本部長	取締役 執行役員 技術本部長
くしま ひろみ 久島 博美	取締役 執行役員 営業本部長 (兼) 営業部長	取締役 執行役員 営業本部長 (兼) 営業部長
たなか しょういち 田中 彰一	取締役 執行役員 管理本部長 (兼) 経営管理部長	取締役 執行役員 管理本部長 (兼) 経営管理部長
まつだい まますけ 末代 政輔	社外取締役	社外取締役
むらき よしのすけ 村木 由之亮	常勤監査役	常勤監査役
ちば えいいち 千葉 睿一	社外監査役	社外監査役
たかはし せいいち 高橋 誠一	社外監査役	社外監査役

以上